

地域コミュニティの価値（資料4）に関する参考資料

●他都市の条例等における地域コミュニティの価値に関する記述

○さいたま市（基本理念：さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例第3条第1項）

自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域住民の交流を促進することにより、地域住民が相互に支え合いながら、自主的かつ自律的に自治会等の活動が行われるようにすること。
- (2) 自治会等が行う地域社会における様々な活動は、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されながら取り組まなければならないものであること。
- (3) 自治会等の自律性を損なうことなく、これらの均衡ある発展が図られるよう適切な配慮がなされること。

○千葉市（千葉市市民自治によるまちづくり条例前文より抜粋）

- ・わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があります、自ら地域の实情に合ったまちづくりをすることが求められています。

○横浜市（横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例前文より抜粋）

- ・我が国には家族や地域社会の絆を何よりも大切にする伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。
- ・大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況もあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現には更なる取組が必要である。

○京都市（京都市地域コミュニティ活性化推進条例前文より抜粋）

- ・近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。
- ・良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

○川崎市（「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」より抜粋）

- ・地理的な近接性を有する居住地をつながりとしたコミュニティにしか担うことができない機能は、災害時の「自助」、「共助」の取組や、地域包括ケアシステムにおける「自助」、「互助」の取組を進めていく上でも重要なものとなっています。

●他都市の条例における地域コミュニティの定義に関する規定

○さいたま市（自治会等の定義：さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例第2条第2号）

自治会等 地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。

イ 自発的な意思に基づき加入した地域住民により組織されたもの(地域住民が組織する複数の団体により構成されるものを含む。)で、これらの地域住民により主体的かつ自立的な活動を行っているものであること。

ウ 地域内の全ての住民に対して等しく開かれたものであること。

○千葉市（町内自治会の定義：千葉市市民自治によるまちづくり条例第2条第5号）

町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。

○川崎市（町内会・自治会の定義：川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例第2条）

「町内会・自治会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づき形成された団体をいう。

○筑紫野市（地域コミュニティの定義：筑紫野市地域コミュニティ推進条例第2条第1号）

おおむね小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て、防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。

●校区における取組み（校区ビジョン）

○高宮校区まちづくりビジョン

（まちづくりの目標）

いつまでも住み続けたい楽しいまち高宮

（まちづくりの方針）

○安全・安心なまち：災害に備え、犯罪を抑制し、交通事故のない、安全で安心して暮らすことができる高宮とします

○環境の良いまち：高宮に関わるすべての人が、美しくお洒落な環境を守り、創り、育てる高宮とします

○絆のあるまち：子どもから高齢者まで、誰もが互いに支え合い、つながる高宮とします

●参考文献（地域コミュニティとは）

○コミュニティ —生活の場における人間性の回復—（昭和44年9月29日国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会）

生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団

○コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（昭和46年自治省）

快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な近隣生活を営むことを欲している。このような望ましい近隣生活は、市町村の適切な施策とあわせて、住民が近隣社会、いわゆるコミュニティに対する共通の関心を持ち、隣人としての連帯意識のもとに、コミュニティを良くするための積極的な活動を展開することによって、はじめて築かれるものである

○コミュニティ再興と市民活動の展開（平成17年7月国民生活審議会総合企画部会報告）

自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体

○山崎丈夫「地縁組織論」（自治体研究社、1999）

地域住民が、生活者の視点で生活の場を見直し、共通の問題関心のもとに、共同の力で、地域問題を解決していくための活動の場

○特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク「地域コミュニティの新たなあり方検討報告書」（2018）

「社会的孤立」のリスクを抱える人が、年齢や職種などを超えて他の人とつながっていく「つながりの場」としての力がある

福岡市自治協議会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治協議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(自治協議会)

第2条 この要綱において「自治協議会」とは、小学校区（博多小学校区にあっては、旧大浜小学校区、旧奈良屋小学校区、旧冷泉小学校区及び旧御供所小学校区の各地区、住吉小学校区にあっては、旧住吉小学校区、旧美野島小学校区の各地区、舞鶴小学校区にあっては、旧大名小学校区、旧簗子小学校区、旧舞鶴小学校区の各地区。以下「校区」という。）を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織であつて、次に掲げる要件を満たすものからの届出に基づき、第4条第1項の規定により区長が登録したものをいう。（1つの校区に1団体とする。）

(1) 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること。

- ア 役員の民主的な選出
- イ 協議による意思決定
- ウ 自主財源の確保
- エ 事業計画・予算作成及び執行の透明性
- オ 会計処理の透明性

(2) 次に掲げる団体（イからケまでに掲げる団体にあつては、校区内に組織されているものに限る。）を含む多くの各種団体により構成されたものであること。

- ア 当該小学校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会
- イ 校区交通安全推進委員会
- ウ 校区体育振興会
- エ 校区男女共同参画協議会
- オ 校区青少年育成連合会
- カ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議
- キ 校区献血推進協力会
- ク 校区衛生連合会
- ケ 校区自主防災組織

2 自治協議会を構成する自治会・町内会の区域が校区と一致しない場合その他自治協議会の区域と校区が異なることについて相当の理由があると区長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、校区と異なる区域をもって自治協議会の区域とすることができる。

(届出書の提出)

第3条 前条第1項の要件を満たす団体は、自治協議会届出書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届け出ることができる。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

(登録)

第4条 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、当該団体を自治協議会として登録することができる。

2 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合しないと認めるときは、前項の登録をしない旨の文書をもって、当該団体へ通知するものとする。

(届出内容の変更等)

第5条 自治協議会は、第3条の届出の内容に変更があったときは、速やかに、自治協議会登録変更届出書(様式第2号)に必要な書類を添えて区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、同項の届出に基づく変更の内容をもって、前条第1項の登録に係る事項を更新するものとする。

(登録事項の証明)

第6条 区長は、第4条第1項の登録に係る事項に関し証明書を発行することができる。

2 前項の証明書の発行に関し必要な事項については、区長が別に定める。

(登録の取消し)

第7条 自治協議会は、第2条第1項の要件に該当しなくなった場合又は自治協議会を解散しようとする場合は、速やかに、自治協議会登録取消届出書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合のほか、自治協議会が第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、第4条第1項の登録を取り消すことができる。

3 前項の取消しは、当該自治協議会へ文書を通じて行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、当該団体が区域としている小学校区に組織されている第2条第1項第2号イからケまでに掲げる団体のうち、2団体以内が未加入の場合も本要綱に基づく自治協議会として登録することができるものとする。

附 則(平成20年3月31日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

自治協議会届出書

平成 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

自治協議会の設立について、福岡市自治協議会に関する要綱第3条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届出します。

団体名	(ふりがな)			
所在地				
代表者氏名	(ふりがな)			
電話番号				
組織構成	自治会 町内会	加入自治会・町内会数 団体(A)	加入割合(A/B)	
		小学校区内の自治会・町内会数 団体(B)	%	
	各 種 団 体	校区交通安全推進委員会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区体育振興会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区男女共同参画協議会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区青少年育成連合会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区ごみ減量・リサイクル推進会議(組織 有・無)		加入・未加入
		校区献血推進協力会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区衛生連合会(組織 有・無)		加入・未加入
		校区自主防災組織(組織 有・無)		加入・未加入
	そ加 の 入 他 団 の 体			
自主財源内容	・自治会の分担金(有・無) ・その他()			

・関係書類

(1) 規約

(2) 役員名簿

自治協議会登録変更届出書

平成 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

自治協議会の届出に係る事項の変更について、福岡市自治協議会に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

届出内容を変更した自治協議会			名 称	
			所在地	
変 更 が あ っ た 事 項			変 更 の 内 容	
1	自治協議会の名称		(変更前)	(変更後)
	自治協議会の所在地			
	自治協議会の代表者			
4	組 織 構 成	自 治 会 町 内 会	加入	(加入団体名)
			脱退	(脱退団体名)
			その他	(分割, 統合などの状況について変更前と変更後をそれぞれ記載)
	第2条第1項 第2号に規定 するイからケ の各種団体	加入	(加入団体名)	
脱退		(脱退団体名)		
5	規 約		(変更後の規約を添付すること)	
6	役 員(代表者を除く)		(変更後の役員名簿を添付すること)	
変 更 年 月 日			年 月 日	

自治協議会登録取消届出書

平成 年 月 日

(あて先)区 長

団 体 名
所 在 地
代表者氏名 (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

自治協議会の登録の取消しについて、福岡市自治協議会に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

登録を取り消す自治協議会	名 称	
	所在地	
登録を取り消す年月日	年 月 日	
登録を取り消す理由		